

プリペイドカードの購入を指示する架空請求

【問】 スマートフォンに「有料サイトの未納料金が発生しています。本日中に連絡なき場合は法的手続きに移行します」というSMS（ショートメッセージサービス）が届いた。記載の連絡先に電話をかけたところ、生年月日と名前を確認されたので伝え、「過去に有料サイトの閲覧履歴がある。未納料金は30万円で、急がないと裁判になる。本日中にコンビニでプリペイドカードを買って番号を教えるように」と言われた。心当たりがないが指示に従っていいのだろうか。（50歳代男性）

～慌てて連絡せず相談を～

【答】 心当たりのないサイトの登録料や解約できていないデジタルコンテンツの未納料金を請求するSMSの請求が届いたという相談が、全国の消費生活センターに多数寄せられています。「法的措置をとる」「強制執行」など不安をあおるような言葉が記載されたり、実在する事業者名を名乗ったりして、心当たりのないサイトの登録料やデジタルコンテンツの未納料金を請求するSMSによる架空請求は、消費者の情報を特定した上で送られているわけではなく、不特定多数の電話番号に無作為に送信されている可能性があります。

今回のケースのように不安にかられて相手先に電話すると、次のような危険が生じます。まず、携帯電話番号や氏名、生年月日など知られていなかった個人情報や相手先に知られてしまうこととなります。さらには、相手先とのやり取りの中でお金の支払いを要求されてしまいます。実在する事業者を名乗っていても、届いたSMSの内容に心当たりがない場合は、連絡せず無視しましょう。

また最近、コンビニ等でプリペイド型電子マネー（以下「電子マネー」という）を購入してカード番号を教えることを指示される手口が増えていきます。カード番号だけで利用できる電子マネーでは、カード番号が現金と同じ価値を持つので、カード番号を伝えることは、購入した価値を相手先に全て渡したことと同じです。したがって、一度相手先にカード番号を伝えてしまうとお金を取り戻すことは困難になります。

本事例の相談者には、心当たりがなければ架空請求の可能性が高いことを説明しました。万が一、お金を支払ってしまうと弁護士等と名乗る者から次々と電話がかかってきてさらなる支払いを要求され被害金額が高額化し、取り戻すことが困難になるといった事態も想定されるため、これ以上相手先に関わらず、絶対にお金を支払わず、業者の指示に従わないよう助言しました。

新たに個人情報を知られたことで、今後も同じように電話やSMSが届く可能性が高いと思われませんが無視して様子を見て、執拗であれば携帯電話会社が提供している着信拒否やメールブロックサービスなどの対策を講じることを勧めました。

【筆者ひとこと】

届いたSMS等が架空請求か判断がつかず不安に思ったり、執拗な請求等のトラブルがあった場合は、すぐに最寄りの消費生活センターへ相談しましょう。（県消費生活センター）